

平成 19 年 7 月 12 日
国道交安第 2 6 号

北海道開発局長 }
各地方整備局長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

国土交通省道路局長

自転車走行環境の整備について

自転車は自動車と並ぶ交通主体のひとつであり、原動機付自転車を含む自動車台数に匹敵する保有台数を有するなど広く普及している。環境対策、国民の健康増進等の観点から今後更に自転車利用の増加が見込まれているところである。一方、自転車が関連する交通事故件数は事故全体の 2 割を超えており、平成 18 年に策定された第 8 次交通安全基本計画に定める目標を達成する上で自転車対策を放置することは許されない喫緊の課題である。

こうした課題を踏まえ、自転車利用者が無秩序に歩道を通行するなど通行ルールが守られていない現状を改善するため、平成 19 年 6 月に道路交通法の改正が行われた。また、国土交通省と警察庁では、有識者等からなる「新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会」を共同で開催し、今般、今後の自転車利用環境のあり方について報告を頂いたところである。

各道路管理者においては、自転車走行環境の整備を推進するため、警察と連携し、別途通知する「緊急対策の実施」・「推進体制の確立」・「計画的な整備の推進」の取組を実施されたい。

なお、本取組内容については警察庁と調整済みであり、都道府県警察には警察庁交通局長より同旨の内容が通達されていることを申し添える。

平成 19 年 7 月 12 日
国道交安第 2 6 号

各都道府県知事 }
各政令指定都市長 } 殿

国土交通省道路局長

自転車走行環境の整備について

自転車は自動車と並ぶ交通主体のひとつであり、原動機付自転車を含む自動車台数に匹敵する保有台数を有するなど広く普及しています。環境対策、国民の健康増進等の観点から今後更に自転車利用の増加が見込まれているところがあります。一方、自転車が関連する交通事故件数は事故全体の 2 割を超えており、平成 1 8 年に策定された第 8 次交通安全基本計画に定める目標を達成する上で自転車対策を放置することは許されない喫緊の課題となっています。

こうした課題を踏まえ、自転車利用者が無秩序に歩道を通行するなど通行ルールが守られていない現状を改善するため、平成 19 年 6 月に道路交通法の改正が行われました。また、国土交通省と警察庁では、有識者等からなる「新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会」を共同で開催し、今後の自転車利用環境のあり方について報告を頂いたところであります。

各道路管理者においては、自転車走行環境の整備を推進するため、警察と連携し、別途通知する「緊急対策の実施」・「推進体制の確立」・「計画的な整備の推進」の取組を実施するよう願います。

また、都道府県知事におかれては、貴管下市町村に対しても周知徹底されたくお願いします。

なお、本取組内容については警察庁と調整済みであり、都道府県警察には警察庁交通局長より同旨の内容が通達されていることを申し添えます。

平成 19 年 7 月 12 日
国道企第 39 号
国道国防第 69 号
国道交安第 27 号

北海道開発局建設部長
各地方整備局道路部長
沖縄総合事務局開発建設部長 } 殿

国土交通省道路局企画課長
国道・防災課長
地方道・環境課長

自転車走行環境の整備に関する取組内容について

平成 19 年 7 月 12 日付国土交通省国道交安発第 26 号により道路局長から通知された「自転車走行環境の整備について」において記載されている道路管理者と警察が連携し取り組む自転車の走行環境整備の取組内容について、以下の通り通知する。

なお、本内容については警察庁と調整済みであり、都道府県警察には警察庁交通局長より同旨の内容が通達されていることを申し添える。

記

(1) 緊急対策の実施

警察における事前の点検に基づく抽出箇所を中心に警察と合同で現地調査を行い、平成 19 年度中に緊急的に対策を実施（着手を含む）すべき箇所を選定の上、警察と共同して順次対策を講じること。

警察では、「自転車の通行に係る危険箇所について（平成19年2月19日付け警察庁内規発第7号）」に基づき、普通自転車歩道通行可の道路及び駅・市街地・学校周辺等、自転車が集中する施設からおおむね半径500m以内の歩道が設置されている道路（以下、「点検対象道路」と言う）について、自転車の車道通行の危険性や自転車と歩行者の輻輳による危険性が考えられる箇所を点検し、自転車の通行について危険と思われる検討すべき箇所を抽出している。

緊急的に対策を実施すべき箇所とは、

「車道上における自転車通行が危険と考えられる箇所」

「歩道上における自転車と歩行者の輻輳があると考えられる箇所」

をいう。

対策の実施に当たっては、危険性の高い箇所を優先するものとし、上記の対策箇所（上記との重複部分を除く）にあつては次に示すアの対策を、上記の対策箇所にあつてはア及びイの対策を実施すること。あわせて、道路構造や交通実態に配慮した規制の見直し等も実施すること。（別添1「自転車の通行環境に係る緊急対策の実施フロー図」参照）

ア 車道対策

道路構造、交通量、大型車両・自動二輪・原動機付自転車の混入率、駐車車両の状況等を踏まえ、道路空間の再配分により自転車専用の通行空間が確保可能な場合（一方通行規制を実施する場合も含む）には、自転車道の整備、自転車専用通行帯の設置又は車道左側端のカラー舗装化等による視覚的分離対策を行うこと。

なお、対策を実施した箇所においては、実施後に駐車対策の推進や路上工事の調整等により自転車通行空間の確保対策を実施すること。

イ 歩道対策

(ア) 歩道の容量が十分にある場合

道路構造に応じて普通自転車歩道通行可規制及び普通自転車の歩道通行部分指定の交通規制を合わせて行うとともに、カラー舗装等による視覚的分離対策を行うこと。

(イ) 歩道の容量が不足している場合

a 普通自転車歩道通行可規制を実施している歩道

注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施し、

歩道における歩行者優先、車道寄り通行等のルールの徹底を図ること。

また、歩道における輻輳が常態化しており歩行者の安全確保が困難と認められる場合は、普通自転車歩道通行可規制の解除について検討すること。なお、普通自転車歩道通行可規制を解除した場合は、歩道上では自転車を降車して押して歩くよう注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施すること。

b 普通自転車歩道通行可規制を実施していない歩道

歩道上では自転車を降車して押して歩くよう注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施すること。

ウ 報告等

緊急対策箇所の選定状況については年内を目途に取りまとめることとしているが、当面の取組み状況について平成 19 年 9 月末までに報告すること。また、緊急対策の実施状況については平成 20 年 3 月末までに報告すること。なお、報告要領等については別途指示する。

(2) 推進体制の確立

自転車の通行環境を整備していくには、警察と連携した対策を中・長期にわたり計画的に推進する必要があることから、緊急対策の実施と並行して、都道府県道路交通環境安全推進連絡会議等の既存組織を活用するなどにより道路管理者と警察の連携体制を早期に確立すること。また、体制の設置状況については平成 19 年 9 月末までに報告すること。なお、報告要領等については別途指示する。

(3) 計画的な整備の推進

上記(2)の推進体制において平成 20 年度以降に実施する対象路線、事業内容について協議の上、計画的に環境整備を推進すること。なお、自転車の通行環境の具体的な在り方及び道路管理者、警察、市町村等が連携して自転車の通行環境の整備を実施するモデル地区の指定について警察庁と協議中であり、詳細については別途指示する。

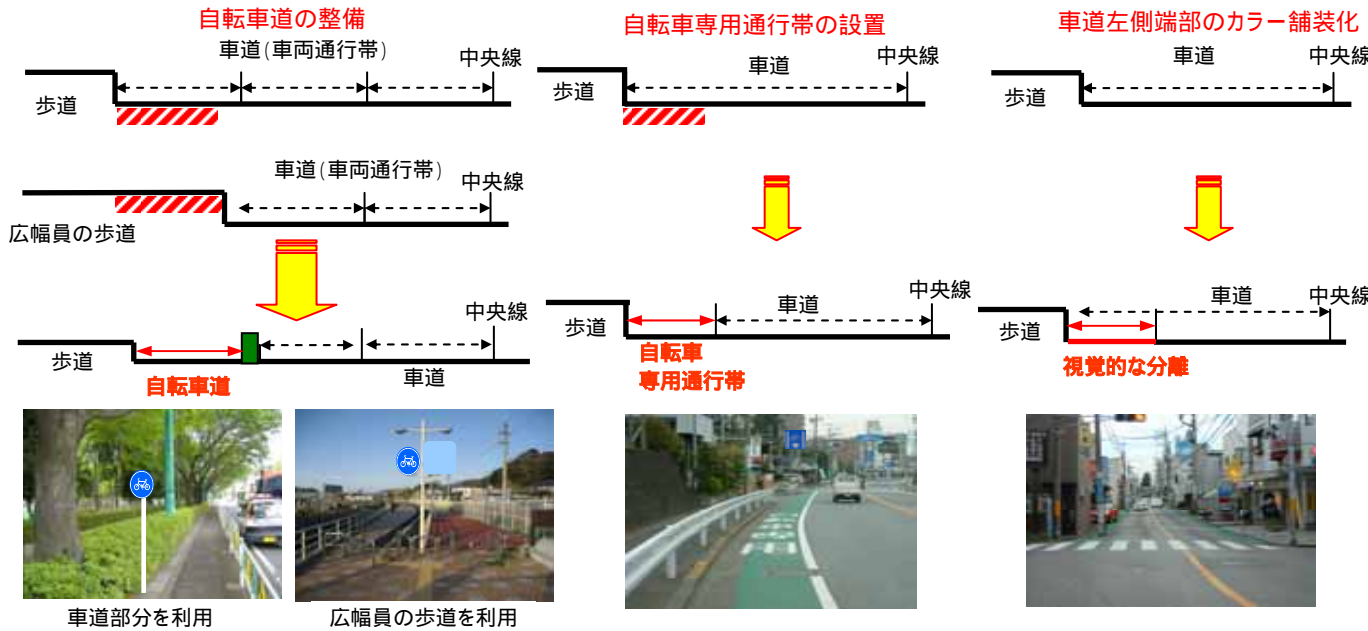
以上

自転車の通行環境に係る緊急対策の実施フロー図

車道上における自転車通行の危険

歩道上における自転車と歩行者の転換

車道への対策例



自転車道、自転車専用通行帯の設置が困難な場合

交通容量の削減での空間確保
一方通行等の交通規制
を検討

車道左側端を通行する

その他の対策
○ 駐車対策の推進
○ 路上工事の調整

歩道への対策例

歩道の容量が十分にある場合

普通自転車歩道通行可
及び
通行部の指定

- 視覚的な分離
- カラー舗装
- インターロッキング
- 等



歩道の容量が不足している場合

普通自転車歩道通行可の規制

規制がある場合

規制がない場合

指導・啓発

歩行者が優先
車道寄りを通行
等

自転車の降車対策

その他の対策
○ 不法駐輪対策の推進
○ 不法占用の指導強化

歩道通行可規制
の解除を検討

平成 19 年 7 月 12 日
国道企第 39 号
国道国防第 69 号
国道交安第 27 号

各都道府県道路事業担当部長 }
各政令指定都市道路事業担当局長 } 殿

国土交通省道路局 企画課長
国道・防災課長
地方道・環境課長

自転車走行環境の整備に関する取組内容について

平成 19 年 7 月 12 日付国土交通省国道交安発第 26 号により道路局長から依頼した「自転車走行環境の整備について」において記載されている道路管理者と警察が連携し取り組む自転車の走行環境整備の取組内容について、以下の通り通知します。

なお、貴職におかれては、貴管下市町村に対しても周知徹底されたく願います。

なお、本内容については警察庁と調整済みであり、都道府県警察には警察庁交通局長より同旨の内容が通達されていることを申し添えます。

記

(1) 緊急対策の実施

警察における事前の点検に基づく抽出箇所を中心に警察と合同で現地調査を行い、平成 19 年度中に緊急的に対策を実施（着手を含む）すべき箇所を選定の上、警察と共同して順次対策を講じること。

警察では、「自転車の通行に係る危険箇所について（平成19年2月19日付け警察庁内規発第7号）」に基づき、普通自転車歩道通行可の道路及び駅・市街地・学校周辺等、自転車が集中する施設からおおむね半径500m以内の歩道が設置されている道路（以下、「点検対象道路」と言う）について、自転車の車道通行の危険性や自転車と歩行者の輻輳による危険性が考えられる箇所を点検し、自転車の通行について危険と思われる検討すべき箇所を抽出している。

緊急的に対策を実施すべき箇所とは、

「車道上における自転車通行が危険と考えられる箇所」

「歩道上における自転車と歩行者の輻輳があると考えられる箇所」

をいう。

対策の実施に当たっては、危険性の高い箇所を優先するものとし、上記の対策箇所（上記との重複部分を除く）にあつては次に示すアの対策を、上記の対策箇所にあつてはア及びイの対策を実施すること。あわせて、道路構造や交通実態に配慮した規制の見直し等も実施すること。（別添1「自転車の通行環境に係る緊急対策の実施フロー図」参照）

ア 車道対策

道路構造、交通量、大型車両・自動二輪・原動機付自転車の混入率、駐車車両の状況等を踏まえ、道路空間の再配分により自転車専用の通行空間が確保可能な場合（一方通行規制を実施する場合も含む）には、自転車道の整備、自転車専用通行帯の設置又は車道左側端のカラー舗装化等による視覚的分離対策を行うこと。

なお、対策を実施した箇所においては、実施後に駐車対策の推進や路上工事の調整等により自転車通行空間の確保対策を実施すること。

イ 歩道対策

(ア) 歩道の容量が十分にある場合

道路構造に応じて普通自転車歩道通行可規制及び普通自転車の歩道通行部分指定の交通規制を合わせて行うとともに、カラー舗装等による視覚的分離対策を行うこと。

(イ) 歩道の容量が不足している場合

a 普通自転車歩道通行可規制を実施している歩道

注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施し、

歩道における歩行者優先、車道寄り通行等のルールの徹底を図ること。

また、歩道における輻輳が常態化しており歩行者の安全確保が困難と認められる場合は、普通自転車歩道通行可規制の解除について検討すること。なお、普通自転車歩道通行可規制を解除した場合は、歩道上では自転車を降車して押して歩くよう注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施すること。

b 普通自転車歩道通行可規制を実施していない歩道

歩道上では自転車を降車して押して歩くよう注意喚起看板の設置や自転車利用者に対する指導・啓発を実施すること。

ウ 報告等

緊急対策箇所の選定状況については年内を目途に取りまとめることとしているが、当面の取組み状況について平成 19 年 9 月末までに報告すること。また、緊急対策の実施状況については平成 20 年 3 月末までに報告すること。なお、報告要領等については別途指示する。

(2) 推進体制の確立

自転車の通行環境を整備していくには、警察と連携した対策を中・長期にわたり計画的に推進する必要があることから、緊急対策の実施と並行して、都道府県道路交通環境安全推進連絡会議等の既存組織を活用するなどにより道路管理者と警察の連携体制を早期に確立すること。また、体制の設置状況については平成 19 年 9 月末までに報告すること。なお、報告要領等については別途指示する。

(3) 計画的な整備の推進

上記(2)の推進体制において平成 20 年度以降に実施する対象路線、事業内容について協議の上、計画的に環境整備を推進すること。なお、自転車の通行環境の具体的な在り方及び道路管理者、警察、市町村等が連携して自転車の通行環境の整備を実施するモデル地区の指定について警察庁と協議中であり、詳細については別途指示する。

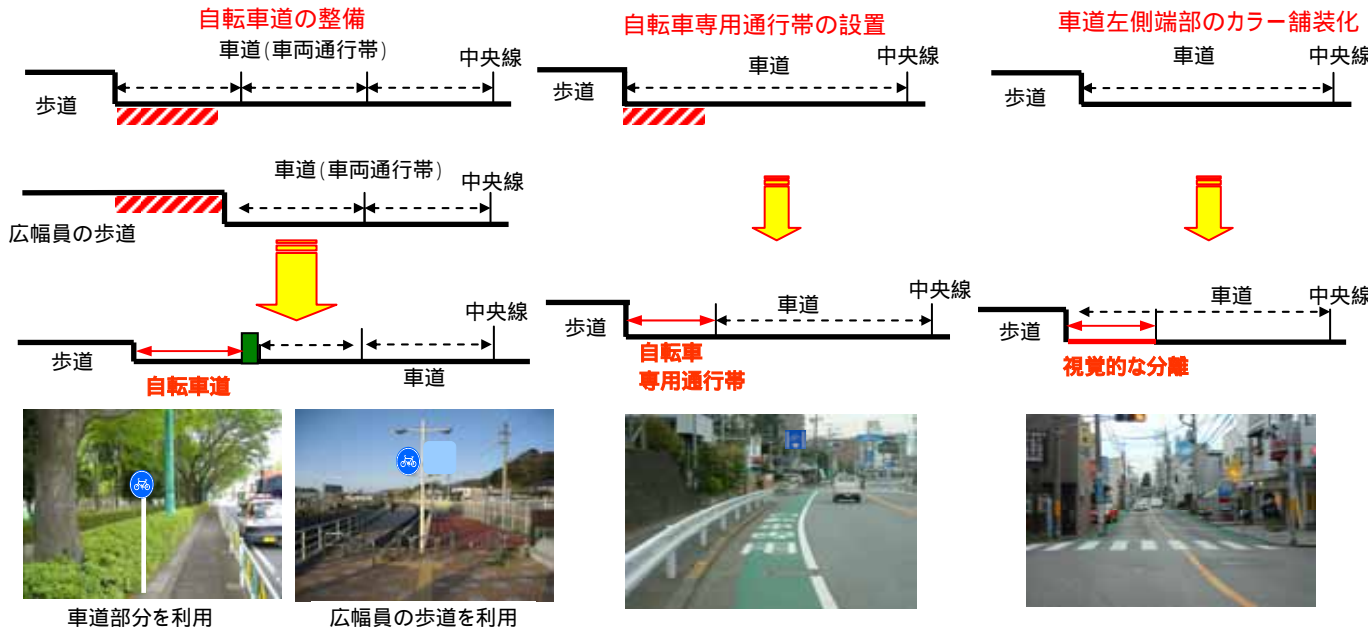
以上

自転車の通行環境に係る緊急対策の実施フロー図

車道上における自転車通行の危険

歩道上における自転車と歩行者の輻輳

車道への対策例



自転車道、自転車専用通行帯の設置が困難な場合

交通容量の削減での空間確保
一方通行等の交通規制
を検討

車道左側端を通行する

その他の対策
○ 駐車対策の推進
○ 路上工事の調整

歩道への対策例

歩道の容量が十分にある場合

普通自転車歩道通行可
及び
通行部の指定

- 視覚的な分離
- カラー舗装
- インターロッキング
- 等



歩道の容量が不足している場合

普通自転車歩道通行可の規制

